

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県土地開発公社（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年12月1日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「○○○○○○工事（○○○）、○○○○○○（○○○○○○）、契約書、施工体制台帳、主任技術者等届出書類全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、○○○○○○工事に関連する①工事請負契約書（変更契約書を含む。）、上記工事の下請業者である○○○○○○に関連する②下請負届出書を特定した上で、別表のとおり、その一部が条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月10日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月19日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年1月13日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。  
社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による開示を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している各非開示部分に係る非開示理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図に記載されている元方安全衛生管理者の氏名及び書記の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらは、工事を施工している期間は、施工体系図により公にされている情報であるが、工事が竣工した後は、公にされることはない。

したがって、元方安全衛生管理者の氏名及び書記の氏名は、条例第7条第2号に該当するため非開示とした。

### 2 施工体制台帳(工事担当技術者)

施工体制台帳(工事担当技術者)に掲載されている生年月日及び顔写真については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、また、公にされているものではなく、条例第7条第2号に該当するため非開示とした。

### 3 施工体制台帳及び建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)

施工体制台帳及び建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)に記載されている安全衛生推進者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、安全衛生推進者は、労働安全衛生法に基づき各工事ごとに選任され、工事期間中は掲示する等により公にされている情報であるが、工事が竣工した後は、公にされているものではない。

したがって、安全衛生推進者の氏名については、条例第7条第2号に該当するため非開示とした。

### 4 注文書及び建設工事下請契約書

注文書及び建設工事下請契約書に記載がある支払方法に係る部分は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、また、公にされているものではなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当するので非開示とした。

### 5 工事内訳書

工事内訳書に記載がある単価及び金額に係る部分は、下請業者の経営方針等に関する情報又は当該業者の施工上の技術力や工夫、ノウハウに関する情報であり、また、公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当するので非開示とした。

### 6 技術検定合格証明書

技術検定合格証明書に記載がある番号、本籍及び生年月日に係る部分は、個人に関



(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記2で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書において非開示とされたのは、文書①に記載された元方安全衛生管理者及び書記の氏名、文書②に掲載された生年月日及び顔写真、文書③及び文書④に記載された安全衛生推進者の氏名並びに文書⑧に記載された番号、本籍及び生年月日であるが、これらについて異議申立人は開示を求めている。

実施機関は、これらはいずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当するため非開示にしたと説明する。

ア 文書①に記載された元方安全衛生管理者及び書記の氏名

文書①に記載された元方安全衛生管理者及び書記の氏名は、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

また、元方安全衛生管理者及び書記の氏名は工事期間中は工事現場に掲示される施工体系図に表示されているが、それは一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないもので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

イ 文書②に掲載された生年月日及び顔写真

文書②に掲載された生年月日及び顔写真は、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

また、施工体制台帳は、建設業法（昭和24年法律第100号）により、工事期間中、工事現場に備え置き、発注者の閲覧に供しなければならないこととされているが、一般の閲覧に供されるものではなく、それに掲載された個人の生年月日や顔写真は一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないもので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

ウ 文書③及び文書④に記載された安全衛生推進者の氏名

文書③及び文書④に記載された安全衛生推進者の氏名は、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

施工体制台帳及び建設業法・雇用改善法等に基づく届出書は、一般の閲覧に供されるものではなく、また、安全衛生推進者の氏名は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定により、作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならないとされているが、これも作業場という限られた範囲で確認できるに過ぎないもので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

エ 文書⑧に記載された番号、本籍及び生年月日

文書⑧に記載された番号、本籍及び生年月日は、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

また、これらは法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

以上により、実施機関が上記アからエまでについて条例第7条第2号に該当するため非開示としたことは妥当である。

## (2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書において非開示とされたのは、文書⑤及び文書⑦に記載された支払方法並びに文書⑥に記載された単価及び金額であるが、これらについて異議申立人は開示を求めている。

実施機関は、注文書及び建設工事下請契約書に記載された支払方法は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、また、工事内訳書に記載された単価及び金額は、下請業者の経営方針等に関する情報又は当該業者の施工上の技術力や工夫、ノウハウに関する情報であり、これらは公にされているものではなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、非開示としたと説明する。

注文書、建設工事下請負契約書及び工事内訳書は、公共工事の下請契約及びその下請契約を締結するに当たり作成された書類であり、いずれも企業間の取引に係る書類である。

そして、非開示とされた注文書及び建設工事下請負契約書に記載された支払方法は、元請業者と下請業者の間で締結された契約の内容の一部が分かる情報であり、両者の経営方針及び財務状況に関する情報並びに営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該元請業者及び下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、非開示とされた工事内訳書に記載された単価及び金額は、下請業者が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該下請業者の経営方針に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、文書⑤及び文書⑦に記載された支払方法並びに文書⑥に記載された単価及び金額については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

#### 4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 1 月 13日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年 2 月 10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 4 月 1 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年 5 月 28日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年 6 月 25日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成22年 7 月 30日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年 11月 24日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年 12月 15日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年 2 月 14日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成23年 3 月 30日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第3回目まで審議
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	
井 田 千津子	弁護士	審査会第4回目から審議

別表

文 書 名	開示しない部分	開示しない理由
1 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元方安全衛生管理者の氏名</li> <li>・書記の氏名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。</p>
2 施工体制台帳（工事担当技術者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日</li> <li>・顔写真</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。</p>
3 施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生推進者氏名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。</p>
4 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生推進者氏名</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。</p>
5 注文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払方法</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</p>
6 工事内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価、金額</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</p>
7 建設工事下請契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払方法</li> </ul>	<p>条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの</p>
8 技術検定合格証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号</li> <li>・本籍</li> <li>・生年月日</li> </ul>	<p>条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため。</p>